

館林市緑の保護及び緑化事業に関する補助金交付要綱

第3条 補助金対象事業、対象経費及び基準額は、次の表のとおりとする。

補助対象事業	対象経費	基準額
保存樹木等維持管理事業	保存樹木 1 本～3 本の維持管理に係る経費	年額 3,000 円以内
	保存樹木 4 本～7 本の維持管理に係る経費	年額 5,000 円以内
	保存樹木 8 本以上の維持管理に係る経費	年額 7,000 円以内
	保存樹林又は保護植物の維持管理に係る経費	年額 10,000 円以内
	保存生垣 10 メートル以上 30 メートル未満の維持管理に係る経費	年額 7,000 円以内
	保存生垣 30 メートル以上の維持管理に係る経費	年額 10,000 円以内